

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第9号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。